

光警報装置設置についての ガイドラインが改定されました。

光警報装置の設置に係るガイドラインの改定について(通知) 消防予第30号 令和7年1月30日 第六の掲載内容

第六 光警報装置の標識

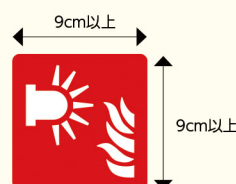
防火対象物の利用者に光警報装置が設置されていることを周知するため、出入口等にJIS Z8210に規定する光警報装置の案内図記号(以下「光警報装置ピクトグラム」という。)を設置することが望ましい。

なお、光警報装置ピクトグラムの設置にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 光警報装置ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とすること。
 - (2) 建物の出入口や設置室の扉など、利用者に周知しやすい場所に設置すること。
 - (3) 床面からの高さは見やすい位置とすること。
 - (4) 光警報装置ピクトグラムに加えて、日本語及び英語の説明文を併記すること。
 - (5) 緊急地震速報を受信した際に、光警報装置が点滅するように設置している場合には、その旨を併記すること。
- なお、緊急地震速報利用者協議会のホームページにある諸手続により「緊急地震速報ピクトグラム」を利用することも可能である。

光警報装置とは

主に聴覚障がい者や高齢者の方のために「光の点滅」で火災を知らせる装置です。



■ 光警報装置(火災用)標識



809-405 (中輝度蓄光)

サイズ：180×120×1.2mm厚
材質：硬質蓄光板



809-406

サイズ：180×120×1.2mm厚
材質：エコユニボード



<企画・製造> **UNIT ユニット株式会社** URL <https://www.unit-signs.co.jp>



その他の商品は
SH-23カタログを
ご覧ください。

